第四条　前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、指定特定共通構造部の製作者等（以下「指定製作者等」という。）は、当該指定特定共通構造部の型式と重要でない部分のみが異なる型式（以下「同一と認められる型式」という。）について指定を申請する場合には、国土交通大臣に対し第二号様式による申請書及び当該指定特定共通構造部の型式と異なる部分に関する資料を、機構に対しそれらの写しを提出することをもって、同条第一項に規定する申請書及びその写しの提出並びに申請に係る特定共通構造部の機構への提示並びに同条第二項に規定する書面（同項第七号に掲げる書面を除く。）の添付に代えることができる。	**第四条**　前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、指定を受けた特定共通構造部（以下「指定特定共通構造部」という。）の製作者等（以下「指定製作者等」という。）は、当該指定特定共通構造部の型式と重要でない部分のみが異なる型式（以下「同一と認められる型式」という。）について指定を申請する場合には、国土交通大臣に対し第二号様式による申請書及び当該指定特定共通構造部の型式と異なる部分に関する資料を、機構に対しそれらの写しを提出することをもって、同条第一項に規定する申請書及びその写しの提出並びに申請に係る特定共通構造部の機構への提示並びに同条第二項に規定する書面の添付に代えることができる。
2　（略）	2　（略）
（指定の効力の停止）	（指定の効力の停止）
第十一条　国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、期間を定めて指定特定共通構造部の型式についての指定の効力を停止することができる。この場合において、国土交通大臣は、停止の日までに製作された指定特定共通構造部について停止の効力の及ぶ範囲を限定することができる。	**第十一条**　国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、期間を定めて指定特定共通構造部の型式についての指定の効力を停止することができる。この場合において、国土交通大臣は、停止の日までに製作された指定特定共通構造部について停止の効力の及ぶ範囲を限定することができる。
一　（略）	一　（略）
二　装置型式指定規則第十一条の規定により指定特定共通構造部の指定特定装置の型式についての指定の効力が停止されたとき。	二　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十一条の規定により指定特定共通構造部の指定特定装置の型式についての指定の効力が停止されたとき。

附　則

この省令は公布の日から施行する。

○環境省令第三号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第五項の規定に基づき、自然公園法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十三日

環境大臣　山本　公一

自然公園法施行規則の一部を改正する省令

自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

○自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）（抄）

改正後	改正前
（許可に当たつて環境大臣との協議を要する国定公園の特別地域に係る行為）	（許可に当たつて環境大臣との協議を要する国定公園の特別地域に係る行為）
第十一条の三　法第二十条第五項に規定する環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。	**第十一条の三**　法第二十条第五項に規定する環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。
（削る）	一　その高さ（工作物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。以下この条において同じ。）が五十メートル又はその地上部分の容積が三万立方メートルを超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において、その高さが五十メートル又はその地上部分の容積が三万立方メートルを超える工作物となる場合における改築又は増築を含む。）
（削る）	二　面積が二十ヘクタールを超える土地の開墾その他土地の形状の変更又は水面の埋立て若しくは干拓
一　国定公園の区域のうち、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条1に規定する登録簿に掲げられている湿地の区域であつて環境大臣が指定するもの（以下「指定湿地」という。）又は世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2に規定する一覧表に記載されている同条約第一条に規定する文化遺産が所在する場所及びその周辺の区域若しくは同条約第二条に規定する自然遺産の区域であつて環境大臣が指定するもの（以下「指定世界遺産区域」という。）内において行われる次に掲げる行為	三　国定公園の区域のうち、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条1に規定する登録簿に掲げられている湿地の区域であつて環境大臣が指定するもの（以下「指定湿地」という。）又は世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2に規定する一覧表に記載されている同条約第一条に規定する文化遺産が所在する場所及びその周辺の区域若しくは同条約第二条に規定する自然遺産の区域であつて環境大臣が指定するもの（以下「指定世界遺産区域」という。）内において行われる次に掲げる行為